

2024 年度

建 設 副 産 物 実 態 調 査

再生処理施設の稼働実態調査票

記入要領

2024 年 6 月

国 土 交 通 省

建設副産物実態調査「再生処理施設の稼働実態調査票」記入要領

○調査の目的

国土交通省では、平成7年度より概ね5年周期で建設副産物*の実態を把握するために、「**建設副産物実態調査**」（以下、「**実態調査**」という。）を実施してきました。これらの調査結果は「**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**」（以下、「**建設リサイクル法**」という。）や「**建設リサイクル推進計画**」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立っています。

2024年度は、「**建設リサイクル推進計画2020**」（以下、「**推進計画2020**」という。）の達成基準の達成状況及び建設リサイクル推進計画などの諸施策に関する検討のための基礎情報を把握するため、「**2024年度建設副産物実態調査**」（以下、「**2024実態調査**」という。）を実施します。

本調査は、今後国土交通省が建設リサイクルの施策を実施する際の基礎資料として利用することを目的としております。

本調査は、統計法第19条に基づく一般統計調査であり、調査により得られた情報は、統計調査の目的以外のために利用することはありません。

○調査の対象

本調査は、全国の建設副産物の再資源化施設等（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の中間処理施設を含む）のうち、建設系の産業副産物を取り扱う施設が調査対象となります（表1、表2参照）。そのため、建設副産物を取り扱っていない施設は調査対象外となりますので、「再生処理施設の概要等」（1ページ）のみ記載ください。

調査時点	: 2025年3月31日現在
実績値（数量等）	: 2024年度実績

○調査の方法

本調査は、都道府県及び政令市の廃棄物部局で管理している処理施設台帳より建設廃棄物処理施設及び最終処分場を抽出しています（建設発生土利用促進施設及び再生アスファルト合材製造施設については、国や都道府県等が把握している施設）。

本調査票は、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局から直接建設副産物の再資源化施設等に配布・回収を行っています。

○調査票の記入及び提出方法

貴社の保有する調査対象施設について、施設の種類に対応した調査票に記入してください。また、同一の工場内又は敷地内に複数の異なる調査対象施設がある場合は、それぞれの調査対象施設について調査票を記入してください。

*建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（建設発生土）、がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）、木くず（建設発生木材）のほか、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

*建設廃棄物：産業廃棄物のうち、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くずなど、建設工事により発生した廃棄物が該当する。

調査票ファイルは、下記「国土交通省ホームページ」からダウンロードをお願いします。
国土交通省HP：

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

記入した調査票は、下記の提出先まで電子メール等、もしくは紙の調査票で送付してください。
提出は原則として電子データでお願いします。

最終提出期限：2025年6月30日（月）（期限厳守）

調査票の提出先：各地方連絡協議会事務局（別紙）に提出してください。

○調査に関する問い合わせ先

別添の「調査票の記入方法に関する問い合わせ先一覧」をご確認ください。

表 1 調査の対象となる施設の種類

施設分類	施設の種類		調査票 様式	
建設発生土利 用促進施設	建設発生土ストックヤード（特定工事専用、自社専用のものを除く） 土質改良プラント		イ	1
	建設発生土受入地（いわゆる残土処分地で最終処分場は除く）			2
建設廃棄物の 中間処理施設	建設混合廃棄物処 理施設	破碎施設、選別施設、圧縮施設	ロ	1
		焼却・減容施設（熱回収、単純焼却）		2
	がれき類処理施設	コンクリート、アスファルト破碎施設	ハ	1
		再生アスファルト合材施設		2
	木くず処理施設	破碎施設	ニ	1
		焼却施設（熱回収、単純焼却）		2
	廃塩化ビニル管・継 手処理施設	廃塩化ビニル管・継手の選別施設、破碎施設、焼却施設	ホ	
	廃プラスチック類 処理施設	廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手を除く）の選 別施設、破碎施設、焼却施設	ヘ	
廃石膏ボード処理 施設	廃石膏ボードの選別施設、破碎施設、焼却施設	ト		
建設汚泥処理施設	建設汚泥の脱水、天日乾燥、機械乾燥、建設汚泥改良（焼 成等）施設	チ		
建設廃棄物の 最終処分場	安定型最終処分場 （建設系の産業廃 棄物（太字）を受け 入れる施設のみ対 象）	アスファルト、コンクリート又はその他のがれき類、ガ ラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類 （自動車破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄 電池の電極、鉛製の管、又は板、廃ブラウン管、廃石膏 ボードを除く）、ゴムくずを埋立処分する施設	リ	
	管理型最終処分場 （建設系の産業廃 棄物（太字）を受け 入れる施設のみ対 象）	木くず、汚でい、紙くず、繊維くず、鉱さい、廃石膏ボ ード、廃石膏ボードに付着した廃棄物、廃油（タールピ ッチ類に限る）、動植物性残渣、動物のふん尿、動物死 体及び無害な燃えがら、ばいじん、13号廃棄物を埋立処 分する施設	ヌ	

表 2 廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている産業廃棄物処理施設との対応関係

処理施設の分類			調査票	備考
第 1 号	汚泥の脱水施設		⇒ 様式チ	
第 2 号	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	⇒ 様式チ	
		天日乾燥	⇒ 様式チ	
第 3 号	汚泥の焼却施設		⇒ 様式チ	
第 7 号	廃プラスチック類の破碎施設		⇒ 様式ホ、ヘ	廃棄物の内容により調査 票を選定してください
第 8 号	廃プラスチック類の焼却施設		⇒ 様式ホ、ヘ	
第 8 号の 2	木くず又はがれき類の破碎施設		⇒ 様式ハ 様式ニ	廃棄物の内容により調査 票を選定してください
第 13 号の 2	上記第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 12 号以 外の焼却施設		⇒ 様式ロ 様式ニ 様式ヘ	廃棄物の内容により調査 票を選定してください
第 14 号	ロ) 安定型最終処分場		⇒ 様式リ	建設廃棄物の受入がある 場合
	ハ) 管理型最終処分場		⇒ 様式ヌ	

注) 調査票に対応しない施設は省略

【用語・記入に当たっての注意事項】

- ①法人番号：国税庁が法律に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。
※国税庁法人番号公表サイト：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ②事業所名：●●リサイクルセンター、▲▲中間処理場など、会社名以外で事業所名がある場合に記載してください。事業所名がない場合は、記載は不要です（「なし」の記載も不要です）。
- ③料金：持ち込み料金、持ち出し料金、受入料金、販売料金は、運搬費を除く料金を記載してください。また、建設発生土や最終処分場における料金は、指定の単位（円／m³）でご回答ください。トンなど他の単位で把握している場合は、指定単位に換算してご回答をお願いします。
- ④減量化：焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設廃棄物の大きさを減ずることをいいます。
例：建設発生木材を焼却処理することにより、減った重量を記載してください。
建設汚泥を脱水処理することにより、減った重量を記載してください。
- ⑤建設廃棄物における出荷量：建設廃棄物を再資源化することで生産した再生材の数量のうち、令和6年度中に、建設工事や建材販売店へ出荷した量を記載してください。
なお、建設汚泥における「建設現場へ出荷」は、施工中の建設工事現場へ出荷した数量を記載してください。
- ⑥（様式へ）ケミカルリサイクル：使用済みプラスチック資源を化学的に処理して、他の化学物質に転換し、原料や製品材料として再利用するリサイクル手法（化学的再生法）をいいます。
例：原料・モノマー化、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、ガス化・油化（化学原料化）など
- ⑦（様式へ）サーマルリカバリー：
例：セメント原・燃料化、ごみ発電、RPF、RDF、ガス化・油化（燃料）